

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則	〇人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	六七
告 示	〇平成二十年度麦類及びなたね原種	六八
	〇土地改良事業の施行に同意した件	六七
	〇堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	六七
	福島県教育委員会	
	〇学校教育法施行細則の一部を改正する規則	六八

規 則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年九月三十日

福島県規則第八十六号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表IIの項(1)イを次のように改める。

株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫の事務所

別表第一の第二の表中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一の第二の表の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県知事 佐藤 雄 平

告 示

福島県告示第六十五号

平成二十年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。
平成二十年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一	原種の配付数量		
	種類	品種名	数量(単位 キログラム)
	小麦	きぬあずま	三〇〇
		ゆきちから	五六〇
		合計	八六〇
二	原種の配付価格	単位	価格
	小麦	一キログラム	二〇六円

(水田畑作課)

福島県告示第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項で準用する同法第十条第一項の規定により、三春町が実沢細田地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備)を行うことについて、平成二十年九月十七日同意した。
平成二十年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第六十七号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系逢瀬川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

郡山市逢瀬町河内字中谷地二百四十四番一の一部

四 管理を行なう者の氏名及び住所

五 道路管理者 郡山市長 原 正夫 郡山市朝日一丁目二十三番七号
管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する表法面については当該路肩から法長一メートルまで、裏法面については当該路肩から河川境界までの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）

六 管理の期間

平成十九年七月三日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

福島県告示第六百六十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七條第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 河川 of 名称

二 二級河川夏井川水系仁井田川

二 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防

三 河川管理施設の位置

いわき市四倉町上仁井田字鬼越百四十八番地先から同市同町塩木字家ノ内八十番三
地先まで

四 管理を行なう者の氏名及び住所

道路管理者 いわき市長 櫛田 一男 いわき市平字梅本二十一番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）又は

同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）
管理の期間
平成二十年九月十六日から道路の存続する日まで
（河川計画課）

福島県教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十九号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和二十九年福島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第五條第一項」を「第五條第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。